

居住用低率分離課税の特例適用可否チェックリスト

	チェック項目	チェック欄
基本 チェック 項目	1 土地等・家屋ともに譲渡年の1月1日において、所有期間が10年超であること(2023年譲渡の場合は、2012年12月31日以前に取得したもの)	
	2 本人の居住用家屋であること	
	3 2以上の居住用の家屋がある場合には、主に生活の拠点になっている家屋であること	
	4 新築期間中の仮住まい等、一時的な目的の入居家屋及び別荘等でないこと	
	5 3,000万円特別控除を受けるために入居した家屋でないこと	
	6 店舗兼住宅は、居住用部分のみ適用可(事業用が10%未満の場合は全部居住用)	
	7 原則として土地等だけの譲渡でないこと	
	8 譲渡先が配偶者(内縁関係含む)・直系血族・同族会社でないこと	
	9 居住しなくなつて3年経過後の属する年の12月31日までの譲渡であること(3年目の末日基準)	
	10 売却後、自宅の買換えをしていなくても適用可能	
	11 譲渡年の翌年3月15日までに確定申告をすること	
	12 同時に居住用買換の特例等を受けていないこと	
	13 前年又は前々年に確定申告でこの特例を受けていないこと	
特殊 ケース	1 謙渡した相手が親族(上記8以外)の場合	必ず専門家に相談
	2 本人は居住しなくなったが、生計を一にする親族がそのまま引き続き居住している場合のその家屋を譲渡した場合	
	3 居住用家屋・土地等の一部分だけを譲渡した場合	
	4 謙渡した土地等と家屋の所有者がそれぞれ異なる場合	
	5 家屋が取り壊された土地等だけの譲渡をした場合	
	6 同年において他の特例を受ける場合	
	7 居住していたが、住民票が別の場所にあった場合	